

医療と介護に関する10月改定の内容が決まる

◆消費増税分などを加味した診療報酬と薬価・材料価格を10月に改定

通常、診療報酬は2年に1回、薬価は毎年、4月に改定されるが、2019年10月の消費増税に合わせた特別改定が実施される。保険診療に対し医療機関に支払われる医療費は非課税であり、消費税は課せられない。一方、医療機関が購入する薬剤や医療機器、光熱費などには消費税が課せられる。医療機関の収入は、診療報酬や薬価・材料価格で決まっており、診療ごとに健康保険組合などの保険者に費用を請求する仕組み（一部個人負担）だ。そのため、消費税が8%から10%に上がると、医療機関は消費者に転嫁できない損税が発生することになる。

19年2月、中央社会保険医療協議会は、消費増税への対応として初診料や入院料などの基本報酬を1~3%増額する案を決定し、厚生労働大臣に答申した。手術代や検査料などの改定は見送られるため、MRI、CTや手術支援ロボットの購入やメンテナンスなどにかかる増税分は、医療機関の負担となる。メーカーにとって値下げ圧力となり、対応が迫られる。薬価と材料価格に関しては、実勢価格に消費増税分を加味したものに改定されるが、実勢価格の下落が消費増税分を上回っているため、2%程度のマイナス改定となる。診療報酬と薬価・材料価格を合わせた全体では、ほとんど変化しない見通しだ。

◆介護報酬は、消費税分に介護職員の処遇改善対応も加えて改定

一方、介護は、19年2月、社会保障審議会が、消費増税分を含む介護報酬改定案を厚生労働大臣に答申した。基本報酬や食費・居住費などに対し、消費増税分を加える。また、今回の改定では、介護職員の処遇改善対応として、特定処遇改善加算を新設した。勤続年数の長い介護職員の多い介護施設を評価し、介護職員のキャリアパスを充実させることを目的としている。介護は他産業に比べ年齢や経験によるキャリアアップが難しく、介護人材の確保・定着が難しい理由となっていることに対する対応だ。介護報酬全体での改定率は+2.13%（うち処遇改善分が+1.67%、消費税対応分+0.39%）となる見込みだ。介護職員の処遇改善などの介護の充実が消費増税の目的の一つである。

【毛利光伸】